

神戸市外国人学校助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市における国際理解教育の推進をはかるとともに、外国人学校を通じた国際交流の推進により神戸市の国際化推進に寄与するため、神戸市が行う外国人学校助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象となる者は、市内において外国人学校（専ら外国人を対象とした、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校に類似する教育機関で、同法第134条第2項において準用する同法第4条第1項の規定により設置の認可を受けたものをいう。）を設置する準学校法人、宗教法人及び財団法人（以下、「対象法人」という。）とする。

(助成の対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、学校の施設整備、整備充実、教職員の研修事業、教材購入及び交流事業など外国人学校における学校教育の目的を達成するために必要となる経費とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内で国際文化観光局長が別に定める配分基準により算定した額とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする対象法人は、毎年国際文化観光局長が定める日までに神戸市外国人学校助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 助成による事業計画書（第2号様式）
- (2) 教職員組織表（第3号様式）
- (3) 教職員名簿（第4号様式）
- (4) 在校児童生徒数調書（第5号様式）
- (5) 学校施設調書（第6号様式）
- (6) 収支予算書（当該年度のもの）
- (7) 収支決算書（前年度のもの）
- (8) 財産目録

(助成による事業)

第6条 助成金の交付を受けた対象法人（以下、「助成法人」という。）は、助成金に自己資金その他資金を加えて、助成を受けた年度内に第3条に規定する事業を実施しなければならない。

(事業実施報告)

第7条 助成法人は、助成を受けた年度の翌年度の5月31日までに助成による事業実施報告書を市長に提出しなければならない。

(証拠書類の整備)

第8条 助成法人は、助成による事業にかかる書類に神戸市の助成による事業であることを明記するとともに、契約書、領収書等事業を実施した事を証する書類を整備し、これらの書類を5年間保存しておかなければならない。

(調査に対する協力義務)

第9条 助成法人は、助成の申請の際に提出した書類に記載した事実、助成金の用途等に関し、市長が必要な調査をしようとするときには、これに協力しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 助成法人が次の各号の一に該当するときは、市長は、交付した助成金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 虚偽又は不正の方法により補助を受けたとき
- (3) 学校が閉鎖又は廃止になったとき

(施行の細目)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所管局長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。